2025.3

§ 誓 約 書 §

被保険者および認定申請対象者は、下記のとおり誓約いたします。

なお、誓約内容に反した場合は、認定日に遡って資格を取り消されても一切の異議申し立てはいたしません。またその場合、当該期間中に受けた保険給付および保健事業費等を全額速やかに返還いたします。

記

＊ 内 容 ＊	チェック欄
1．被保険者の収入により生計を維持しています。	□
2．申請対象者の年収は 130 万円未満かつ１ヶ月の収入は 108,330 円を超えません。 （60 歳以上および障害年金受給者等は 130 万円→180 万円、108,330 円→150,000 円）	□
3．申請対象者の年収は被保険者の年収の２分の１を超えません。	□
4．別居となった場合、別居開始日以降、被保険者は申請対象者へ継続した仕送りにより生計を維持します。 ※送金事実と仕送り額のわかる書類の提出を求めることがあります（手渡し不可） ※同居要件が必要な申請対象者は、仕送りの有無にかかわらず別居開始日で資格抹消となります	□
5．認定後に異動が生じ、扶養基準に適合しなくなる場合、速やかに被扶養者の資格抹消等の手続きを行います。 ※雇用保険失業給付の受給開始、就職、収入が認定基準額を超過（各種年金の受給開始や増額、パート収入や自営業およびその他収入増加等）、仕送りの回数・金額の不足等が該当します	□
6．上記５の手続きが遅れたことにより、その期間に当健康保険組合が医療機関等に支払った医療費全額、その他付加給付の返還請求を受けた場合は速やかに返金します。	□

以上

◆関連条文（健康保険法）

第 58 条１項　偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者があるときは、保険者（健康保険組合）は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。

第 197 条２項　保険者（健康保険組合）は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者（日雇特例被保険者であった者を含む。）又は保険給付を受けるべき者に、保険者又は事業主に対して、この法律の施行に必要な申出若しくは届出をさせ、又は文書を提出させることができる。

◆関連通知（厚生労働省保険局 平成 30 年８月 30 日付 保保発 0829 第２号 ）

(3)被保険者と国内認定対象者が同一世帯に属していない場合の確認
国内認定対象者に対する被保険者からの送金事実と仕送り額について、次のいずれかの書類の添付を求めることにより、国内認定対象者の年間収入が被保険者からの援助による収入額より少ないことを確認すること。
・仕送りが振込の場合は預金通帳等の写し・仕送りが送金の場合は現金書留の控え（写しを含む。）

阪急阪神健康保険組合理事長　殿

年　　月　　日

健保番号　　記号：　　　　　番号：

被保険者名（自署）：　　　　　　　　㊞

認定申請対象者名　：